

予算特別委員会会議録 (3)			
日 時	平成 11 年 7 月 2 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長・佐野副委員長・前田・成田・松本 (光) ・中村・大畠 ・新谷・佐々木 (勝) ・渡部・北野・高橋 各委員		
説 明 員	教育長・総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、 監査委員事務局長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に前田・新谷両委員を指名。付託案件を一括議題とし、総務常任委員会所管事項の質疑に入る。

○ 渡部委員

マリンフェスタについて

海上自衛隊の自衛艦が 7 月 9 ～ 11 日にかけて小樽港に入港すると聞くが、これはどのような目的なのか。

○ (総務) 総務課長

海上自衛隊が実施するマリンフェスタは、海上自衛隊の広報・啓発活動として自衛隊の現状を見てもらい、理解を深めてもらうことを目的に実施されるものである。小樽港には 4 隻が入港することになっている。

○ 渡部委員

このフェスタは石狩湾新港を起点としていると聞いていたが、小樽港に 4 隻入港する目的は何か。

○ (総務) 総務課長

港湾部から入手した資料によると、入港目的は補給と休養となっている。

○ 渡部委員

一般市民、特に中学生を対象に、実際の戦闘実働訓練を見せると聞くがどうか。

○ (総務) 総務課長

承知していない。ただ、小樽港では一般公開をしないと聞いている。

○ 渡部委員

石狩湾新港で主な行事が行われると思うが、小樽に入港する 4 隻は 9 ～ 11 日まで小樽港のバースに係留したままになるのか。それともフェスタに参加するのか。

○ (総務) 総務課長

実際には 8 日に入港して 12 日に出港するとのことであるが、その期間中ずっと接岸しているということではないと思う。

○ 渡部委員

もし、小樽港に入港した艦船が実際の戦闘実働訓練に参加するというのであれば、補給・休養が目的とは言えないのではないか。

○ (総務) 総務課長

洋上での活動はいろいろあるかもしれないが、これは海上自衛隊を広く知ってもらうための行事であるので、いろいろな航海はあると思う。ただ、小樽港への入港はあくまでも補給と休養である。

○ 渡部委員

実際の戦闘実働訓練に参加するなら補給・休養だけでは済まされない。また、現在ガイドラインの問題がいろいろ議論されている中、中学生を対象としてこのようなことを行うこと自体いかがなものかと思う。私自身何らかの形で抗議するつもりであるが、市はそれが広報・啓発活動だからいいと考えているのか。

○ 総務部長

確かに現在ガイドラインの問題が議論されているが、マリンフェスタは平成 8 年度にも行われており、にわかにできたものではないと解釈している。入港する 4 隻については補給・休養が目的と捉えている。

○ 渡部委員

小樽港に入港するのは補給・休養が目的で、途中でどのようなことをしても別問題とはならないと思う。また、戦闘実働訓練を行うことについて抗議をしてもよいと思う。

米艦の入港について

平成 9 年の米空母インディペンデンスの入港後、核兵器廃絶平和都市宣言に基づいて、従前以上に市民が納得する手段を講ずるべきと質問したが、これに対し、市長は「これまでは口頭で核兵器搭載の有無を確認していたが、今後は文書で照会し、文書で回答をもらいたいと考えており、総領事館と協議をして了解を得ている状況である」と答弁している。しかし、今年 2 月に J・S・マッケインが入港したとき、文書回答がなかったと思うがどうか。

○ (総務) 総務課長

総領事館から文書による回答はもらえなかった。

○ 渡部委員

少なくともこの時点で明快に答弁しているのだから、もらえなかったなりの取り組みがあつてしかるべきではないのか。何故文書による回答をもらえなかったのか。また、もらわないのに何故入港を許可したのか。

○ (総務) 総務課長

総領事館から文書による回答をもらえるような話もあったが、米大使館サイドのいろいろな問題があったようであり、我々としては執拗に文書による回答を求めたが、実現しなかった。外務省にも市長を初めとしていろいろな願いをしてきた経過もあり、結果として外務省から文書もらった。

○ 渡部委員

文書の中身を示せ。

○ 総務部次長

米国にとって事前協議の約束を履行することは義務であり、米軍艦船が我が国に寄港する場合においても事前協議がない以上、米国による核持ち込みがないということは政府として疑いを有していない、という回答である。

○ 渡部委員

少なくとも「小樽方式」という言葉がどこからか発生したが、米領事館から了解に達しているとのことであつたにもかかわらず、文書をもらえなかった。その代わりに外務省から文書をもらうという判断はおかしいように思う。以前から外務省は米国から事前協議の申し出がない場合、核は搭載していないという解釈であり、もらえなかったから外務省の文書で判断したというのはいささか手落ちであつたと思うがどうか。

○ 総務部長

従来は総領事館に電話で確認する形をとっていたが、J・S・マッケイン入港にあたっては一步踏み込んでおり、できうる最善の方法を行っている。今後も札幌領事館や外務省に対して文書回答を求めたいと考えている。

○ 渡部委員

次に領事館から文書回答がもらえなかった場合、入港拒否も考えるということか。

○ 総務部長

難しい問題で、すぐにイエス・ノーは言えない。

○ 渡部委員

今後もしいろいろな面で市民の理解を得て、市民の生命と財産を守り、不安を除去するという意味では、積み重ねてきた約束、あるいは協議の中で結論の出たものについてはしっかりと守っていくということが大事だと思う。いわゆる「小樽方式」を着実に履行していくことが重要であると思う。今後もしっかりと受けてめていただいて、平和な商港として小樽の発展のためにつくしてほしい。

○ 佐々木(勝)委員

国旗・国歌の法制化問題について

今回、国会の場で国旗・国歌の法制化問題がにわかに急展開していることについて、私は反対の立場である。国

旗・国歌の法制化の問題については、地方自治体もそのまま状況を見ているというときではないと思うが、このような国会の動きについて、市としてどう考えるか。

○総務部長

国権の最高機関であり、国民の代表の場である国会で議論されていくので、我々地方自治体がどうこう言うことではないと思っており、また、現実的にも、日の丸については公共施設に掲揚しており、例えば、新年恒例会でも君が代の斉唱をしているので、そのような意味では自治体として、現時点でそれについてどうこう言うことではないと認識している。

○佐々木(勝)委員

今国会で議論されている国旗・国歌の法制化の問題は当然だと認識しているということか。法制化問題がにわかに進んでいくなかで、国旗・国歌を法制化するという問題と、国旗を日の丸、国歌を君が代にするというのを連動化することについても、それは慣習だから当然だということか。

○総務部長

総務部長の立場では非常に難しい質問である。このような大きな問題については、国民の代表の場である国会で広く議論されるものであって、総務部長の立場でそれをどう認識しているかということについて答弁することはできないので、ご理解願いたい。

○佐々木(勝)委員

港の関係は港湾部、国旗・国歌の問題は教育委員会だという意識になっているのだと思う。今、法制化問題も含めて国の動きに対して地方自治体も敏感に受け止めなければならないのではないのか。法制化の問題が何たるかということも注意深く見守るべき立場にあるのではないかと思う。これは教育委員会だけの問題ではなく、地方自治体も問題意識を持って、成り行きをしっかりと見る必要があるのではないか。

○総務部長

決して、この問題は教育委員会の問題だと答えつつもりはなく、これは国民全体の問題であり、地方自治体も当然である。法制化に関する世論として、NHKの世論調査等を見ると、「日の丸は国旗にふさわしい」が89%、「君が代は国歌にふさわしい」が72%、また、法制化については賛成は50%という調査もあるが、そのような中で、これから地方での公聴会等も予定されており、札幌で行われることも承知しているが、そのような中で、十分審議がされ、これまで慣習的にやってきたことをきちんと整理しようというスタンスで進んでいくと考えており、決して無関心で、それは国会がやることだという意味での答弁ではないのでご理解願いたい。

○佐々木(勝)委員

報道関係ではアンケートをとったりしているが、今の議論経過を見ても国民的な合意を得て進めるべきものであると思う。これまでの議論で、法制化するまでには十分な議論やクリアしなければならない問題等がいろいろありながら、それができていないまま今日に至っている。基本的には、国会の場で十分審議をして進めていくべきである。党議党則もあるが私は私の個人の立場で言っている。今、国旗を日の丸、国歌を君が代ということをまとめて法制化しようとしているが、君が代の解釈ひとつをとってみても、いろいろな解釈がある。象徴天皇や主権の問題があって内部でもいろいろ姿を変えながら共通化を図ってきている。そのような問題も整理しながら、問題提起されることが望ましいので、国旗・国歌を法制化するなら十分に条件整備しなければならないと思う。慣習で日の丸を掲げているから、君が代を斉唱しているからというが、実際にうたうこと、掲げることを強制されているのか。

○総務部長

強制されていない。

○佐々木(勝)委員

君が代については、強制的にうたわされてきたというのが戦前の認識だと思うがどうか。

○総務部長

戦前強制されてきたかどうかについては、テレビ等の報道の範囲でしか知り得ないが、その範囲では、強制されてうたわされてきたと私としては認識している。

○佐々木(勝)委員

今のように、新しい世代と戦前から戦中の世代とでは認識の差があることはアンケート調査等でも分かっている。そのような意味では歴史的認識を引きずっており、50年経って一般慣習になっているからそれでいいとはならないと思う。しかし、この時期に法制化するということが明らかになった以上は、それに対して思いを持っている人たちは声をあげていくというのは当然なことだと思う。また、国会の場では、学校への強制はないと言っているが、これについてどう認識しているか。

○教育長

国旗の掲揚や国歌の斉唱に関し、義務付けを行うようなことは考えていないという政府説明があるので、そのように承知している。

○佐々木(勝)委員

教員を通した、子供に対しての強制はないと考えてよいか。

○教育長

国旗・国歌の問題は現在国会で論議されているが、教育委員会は極めて政治的な論議が行われているときは、その問題についての発言は控えるとなっているので、控えさせていただきたい。

○佐々木(勝)委員

法制化に係わって、学習指導要領に影響はあるか。

○指導室長

従来通り、学習指導要領の趣旨を踏まえて適切に指導してまいりたい。

○佐々木(勝)委員

注意深く見守ってほしい。

職員の採用について

国籍条項撤廃について市として取り組む具体的なスケジュールを示せ。

○総務部長

まだ新規採用試験を実施するか決定していないが、実施するとすれば撤廃する方向で考えている。

○佐々木(勝)委員

旭川市は具体的にスケジュールを組んで進めていると聞く。「実施するとすれば」というのは一般採用だけのことを言っているのか。

○総務部長

一般事務職や建築技術など、採用試験を実施するか決定していないので、実施するとすれば、時代の流れなので撤廃の方向で考えたい。

○佐々木(勝)委員

来年度についても今の段階では見通しが立たないということか。

○総務部長

見通しが立たないのではなく、今後、事務事業や組織を見直すというコンセプトの下、各部長のヒアリングをして来年度の体制を見極めた中で、行革との整合性や年齢構成のギャップ等を考慮しながら採用について判断しなければならないので、今の段階で採用するかどうかは言えない。

○佐々木(勝)委員

いづろははっきりするのか。ゼロということはないと思うが、採用の計画を立てなければならないのではないかな。

○ 総務部長

まだ各部とのヒアリングが終わってないので、来年の体制を見極めた中で判断していきたい。

○ 佐々木(勝)委員

保育所や病院において、保育士が保育士、看護婦が看護師と名称変更になったが、これは男女共同参画社会に向かって一定の整理をつけているということか。

○ 職員課長

雇用機会均等法の改正等もあり、そのような形で整理している。

○ 佐々木(勝)委員

実際に今年、保育所において、保育士を募集したと思うが、男性の応募はあったか。

○ 職員課長

今年の 4 月 1 日採用に向けて正規職員として募集しているが、その中で男性は応募してきている。

○ 佐々木(勝)委員

看護師として男性が応募するような動きはあるか。

○ 職員課長

実際に病院でもすでに 15 名程度の看護師を採用している。

○ 佐々木(勝)委員

現在の職員の男女バランスを示せ。また、保育士は実際に男性が採用になったのか。

○ 職員課長

6 月異動後の男女の構成比として、2,321 名中女性職員は 804 名(34.6%)となっている。また、保育士については、確かに男性の応募があったが、結果としては合格者の中には入らなかった。

○ 佐々木(勝)委員

男女共同参画の時代なので、前もって間口を設けておくべきと思う。

○ 高橋委員

マリンフェスタについて

本当に中学生を対象にするなら非常に問題であると思うが、教育委員会は事実関係を把握しているのか。

○ 教育長

今日初めて聞いたので、それが事実であれば教育委員会を開催し、協議したい。

○ 高橋委員

把握する必要があると思うが、今後そのような動きがあった場合、どのように対処するのか。

○ 教育長

まだ事実関係をまったく承知しておらず、お答えすることができないのでご理解願いたい。明らかになった場合、教育委員会の中で協議したい。

○ 佐野委員

議事進行について。

これは大事な話である。今日の委員会の中で中学生を対象にした実働訓練があると明言されたのだから、仮定の話だとはならない。はっきりさせてほしい。

○ 指導室長

私も初めて聞いたので、事実関係を確認したい。

○ 高橋委員

新学習指導要綱について

小・中学校では 2002 年度から全面实施と聞く。その中で、教科横断的な新タイプの授業ということで「総合的な学習の時間」が挙げられている。来年度から積極的に先行実施するように言われているが、教育委員会としてどのように考えているか。

○ 指導室長

2002 年からの完全週 5 日制に伴う新しい指導要領であるが、その移行措置についてはまだ我々も聞いていない。まもなく通知がされると思うので、その段階で各学校に周知して検討していきたい。

○ 高橋委員

この中で、体験的学習を積極的に取り入れることになっているが、そのような観点で、現在ある社会教育施設の小・中学生の平成 10 年度利用状況を示せ。

○ 博物館長

小学校 621 名 (13 校)、中学校 457 名 (8 校)、合計で 1,078 名となっている。

○ 美術館・文学館副館長

美術館で 2,022 名、文学館で 1,879 名の小・中学生の利用となっている。

○ (社教) 洪田主幹

生涯学習プラザで、60,695 名の利用の内、小・中学生は 2,368 名である。

○ 科学館長

入館料が無料であるため、子供や大人の区別はできていないが、総数としては、47,200 名の利用であり、その内個人入館が 42,756 名となっている。

○ 図書館長

図書館も無料であり、正確な区分けはできていないが、貸出者数は 82,259 名であり、その内小学生以下は 15,502 名となっている。

○ 体育館長

小・中学生の利用者は 5,995 名である。

○ 室内プール館長

小・中学生の利用者は 24,763 名 (42.3%) である。

○ 高橋委員

かなりの人数が利用している。今後ますます体験的な学習が増えることが予想されるが、社会教育施設の利用について、小・中学生は減免措置がされているのか。

○ 社会教育課長

図書館と科学館は無料であるが、他の社会教育施設については、市内小・中学校の生徒が学校の教育課程の中で利用する場合は減免している。

○ 高橋委員

小・中学生については優先的に利用させてほしい。

コンピューターの活用についても触れられているが、現在、小・中学校に配置されているコンピューターは各学校何台ずつか。

○ (学教) 施設課長

小学校 11 台、中学校 21 台である。

○ 教育長

小学校は特別活動として授業以外の活動で興味を持たせるために指導することになっている。中学校は技術・数学・理科の時間等に教えることとなっているので、2 人に 1 台当たる形でコンピューター教室で学習することになる。

○高橋委員

総合学習は自ら考える力を養うことが狙いとなっているが、その中で国際理解・情報・環境等をテーマにしているとのことであるが、そのような意味で、インターネットは利用されているのか。

○教育長

総合学習は、今話のあった 3 つの他にボランティア・健康をテーマに、学年横断的に全校で地域の人々の協力を得ながら進めるとなっている。来年から移行措置が始まるが、まだ各学校では研修で理解を深めている段階である。残念ながらまだ小樽市においてはコンピューターのネットワークを構築していないので、今後検討していかなければならないと考えている。

○高橋委員

ぜひモデル校という形ででもインターネットを開始してほしい。

学校給食について

戦後の食糧事情を鑑みて考えられてきたと思うが、時代とともに内容や目的は変化してきていると思う。現在の学校給食の目的は何か。

○学校給食課長

教育の一環として考えられている。

○高橋委員

小・中学校の学校給食はどのような体制で作られているか。

○学校給食課長

大きく分けて共同調理場方式と単独校方式があるが、新光共同調理場は対象校 27 校、オタモイ共同調理場は 11 校となっており、単独校は小学校 3 校、中学校 4 校となっている。

○高橋委員

どのように安全管理をしているか。

○学校給食課長

各施設毎にそれぞれ衛生管理を徹底し、安全な給食を作っている。

○高橋委員

実際に作って口に入るまで、どのように検査や安全管理を行っているのか。

○学校給食課長

衛生管理の徹底として、食材の納入時の点検や日々の調理場の点検業務は毎日実施している。

○高橋委員

何項目くらいチェックしているのか。

○学校給食課長

日々の点検はかなり細かく具体的に項目があるが、道の衛生管理マニュアルを準用して点検・検食等を実施している。

○高橋委員

以前、小学校で食中毒があり、一時的にパニックになったが、先生や学校の誠意ある対応により収束をできた。原因は O-157 ではなかったが、結局菌は検出されなかった。

全国的に見てこのようなケースは多いのか。

○ 学校給食課長

原因不明は全国的にも件数が多い。

○ 高橋委員

経過説明等について学校で説明会があったが、校長先生等からも誠意ある対応をしてもらい、また、被害が重大ではなかったのよかったが、一学校だけの問題ではないと思うがどうか。

○ 教育長

学校での検食体制を強化し、児童・生徒に給食を提供する前に校長や教頭が検食をし、味や色を把握するようにしている。また、素材や調理した給食を冷凍庫で 1 週間以上保管しており、当該学校については文部省の調査も入った中で、設備改善についての指導もあり、対応している。今後も学校給食の安全には十分注意したい。

○ 高橋委員

ほとんどの父母が説明会に参加したが、説明したのは校長 1 人であった。教育委員会も保健所も来ていなかったが、この説明会は教育委員会で承知していたのか。

○ 学校教育課長

承知はしている。教育委員会としては事件発生時の連絡体制がとれていなかったのも、今後、連絡網を整備していきたい。

○ 教育長

あのケースでは、児童の検便等を実施し、また、登校する児童数の把握をしていたが、学校と打ち合わせをしたところ、第 1 回目の説明会は校長のみで行いたいということでそのように実施した。第 2 回目の説明会は教育委員会や保健所も出席して丁寧な説明をしている。

○ 高橋委員

これらの経緯を踏まえて、学校では食中毒のマニュアルを作成し、年 2 回程度、防止委員会を設けている。教育委員会としてもマニュアルを作成しているのか。

○ 学校給食課長

「学校給食のあり方」基本方針を踏まえて庁内に推進委員会を設けているが、その中で衛生管理の充実についても協議している。今現在のところは道の衛生管理マニュアルを準用しているが、市独自のマニュアルについても作成していきたい。

○ 高橋委員

何かマニュアルがあればもう少し違った対応ができたかもしれない。できるだけ早くマニュアルを作成するとともに、小・中学校に対する食中毒に関する知識の周知・徹底を図ってほしい。また、学校で使用されている水について、どのように水質検査を行っているのか。

○ 学務課長

学校の環境衛生の基準に基づいて学校薬剤師が飲料水の検査を行っている。

○ 高橋委員

学校単位で行っているということか。

○ 学務課長

そのとおりである。すべての学校に学校薬剤師が配置されており、学校基本法に定められている基準の中で検査している。

○ 高橋委員

学校トイレについて

どのように管理しているのか。

○ (学教)施設課長

現在の学校トイレは和式が中心であり、それぞれにトラップがついているのではなく、長い管を通した一括集中方式になっている。

○ 学務課長

学校の環境衛生に基準に基づき、トイレのチェックを行っている。年 1 回の定期的検査と日常検査を行っている。

○ 高橋委員

学校単位で生徒を中心としてトイレ掃除をしていると思うがどうか。

○ 指導室長

清掃については、年度当初に割り当てを決めているが、各学校の判断に任せている。

○ 教育長

児童・生徒にトイレ掃除をやらせることについて、20 年ほど前に札幌地裁で教育上適当という判断が出ている。しかし、最近トイレの清掃をいやがるということもあるので、用務員や教職員が行うことが主流になっている。

○ 高橋委員

匂いや汚れが非常に目立っているようであるが、定期的に業者を入れて掃除をすることはできないのか。

○ (学教)施設課長

匂いの防止のため現在行われているのは、水を多く流して匂いを消す、あるいは換気扇等であるが、学校がだんだん古くなっていることもあり、排管の匂いが取れない状態であるが、薬剤等による清掃も検討している最中である。

○ 高橋委員

業者に清掃を委託していないということだと思う。消臭剤としてトイレボールは現在学校で使われているのか。

○ (学教)施設課長

トイレボールは人体に影響があるという話もあり、各学校の判断であるが、使っている学校と使っていない学校がある。

○ 高橋委員

ぜひ違うものにしてほしい。先日札幌でトイレシンポジウムがあったが、トイレボールの成分のパラジクロロベンゼンは基本的に殺虫剤であり、水洗トイレの終末処理場でバクテリアを使っていることから使用しない方がいいとのことであるが、さらにアレルギー性疾患の症状が見られるとのことであり、ドイツでも使用を規制している。学校でも使用を規制すべきではないのか。

○ 学務課長

市販されているものなので法律的に使用してはならないものではないと思うが、さまざまな研究の中で、日常的に使用することにより人体に蓄積していくこともあるかもしれない。これらについては、学校や学校薬剤師等と相談して検討したい。

○ 高橋委員

和式トイレと洋式トイレの比率を示せ。また、身体障害者用トイレの数を示せ。

○ (学教)施設課長

和式トイレが中心であるが、要望も多いため、昨年から洋式への切り替えも行っており、現在各校男女 1 カ所ずつ洋式に切り替えている。

○ 学務課長

学校によっては特別学校の部分でハンディキャップを持っている子供が通っている学校もあるので、その子が使えるような形での改修している。

○ 高橋委員

シンポジウムの調査発表の中で、和式トイレを使えない小学生がいるとの報告がされたが、確かに今、和式トイレが少なくうまく力を入れられないとのことである。一般家庭ではほとんどが洋式になっており、またウォッシュレットも普及してきているため、紙を使ったことがない子もいると聞く。そのような意味では学校のトイレは時代にあっていないのではないか。

○ (学教)施設課長

洋式への切り替えを進めているが、高学年になると清潔指向から和式を好むという話もあり、もう少し様子を見たいと考えている。

○ 高橋委員

古い学校のトイレは特に使いやすさや快適さが欠落していると言われている。学校トイレの改修や新築に際し、児童・生徒の意見は取り入れられているのか。

○ (学教)施設課長

学校長の意見を聞いて整備している。今年も 1 校、トイレの改修を予定しているが、古い学校のトイレは暗くて狭いという話も聞いているので、計画的に整備していきたい。また、本日トイレフォーラムが開催されているので、その意見も聞きながら研究したい。

○ 高橋委員

シンポジウムの調査結果の中で、東京都世田谷区は時間と手間がかかっても子供たちの意見を聞いたトイレづくりをするとのことである。横須賀、金沢、京都でも児童・生徒の意見を取り入れたトイレづくりを実施している。どうすれば清潔にメンテナンスができるか等、ソフト面も取り込んだ設計が必要だと思う。改修後、新築後のトイレもそれで終わりではなくスタートだという意識を持ち、きれいに維持していく方法とメンテナンスの方法の 2 つに力を入れていくべきではないか。

○ 学校教育部長

我々としてもトイレを清潔にし、衛生に留意することは当然のことであるので、学校とも協議して、子供の意見を取り入れられるようなトイレを目指したい。

○ 大畠委員

望洋台中学校の高校願書出し忘れについて

最近、学級崩壊について連日報道されているが、市教委としてはどのように取り組んでいるか。

○ 教育長

市内で過去に何学級か、クラス経営に関して先生が心配するような事例もあったが、「学級崩壊」「学校崩壊」という言葉は教師の指導力に対する自信をぐらつかせる響きもあるので、校長会議等でも、そのような言葉に惑わされずに同僚に相談してクラス経営がうまくいくように努力してほしいと話をしている。

○ 大畠委員

今日の北海道新聞でも、職員同士が見て見ぬふりをしているという記事が載っている。同僚と相談するということも重要なことだと思う。

今年の 3 月に望洋台中学校で 3 年生の担任が高校願書を提出し忘れたが、経緯を示せ。

○ 指導室長

望洋台中学校において、公立高校の第 2 次募集の試験当日、願書が出ていないことが判明した。学校では、本人が願書を提出して、3 月 24 日に学年で打ち合わせをし、願書等の点検を行い、発送準備をしたが、3 月 24 日の朝、1 名の生徒の願書について、担任が確認したのにもかかわらず忘れてしまった。3 月 25 日に校長は進路指導

担当に願書提出について確認したところ、提出したとのことであったため、学校も提出されたものと思った。そのような中で 3 月 29 日にミスが判明したため、学校側では直ちに保護者や本人に事情を説明した。当該生徒はその後、追加募集に合格してその高校に入学している。

○大畠委員

教員の処分はしたのか。

○(学教)総務課長

前学校長に対しては文書による注意、当該教員に対しては文書による厳重注意を行った。

○大畠委員

北海道新聞の記事によると、後任の校長は「2重3重にチェックしたはずだったが」と言っている。願書は通常どこに保管するのか。

○指導室長

点検終了後、直ちに発送するのが普通であるが、夜遅くに点検が終わった場合、翌日に発送することになるので、学校の金庫に保管している。

○大畠委員

学校の金庫はどこにあるのか。

○指導室長

校長室にあることが多く、望洋台中学校においても校長室にあった。

○大畠委員

それで何故忘れたのか。

○(学教)総務課長

関係書類を含め願書の整理を終え、前日中に金庫に保管していた。翌日、他校の分については郵送し、その日から 2 次募集の願書受付ということもあり、持参提出と考えていた。

○学校教育部長

24 日に願書を 4 通預かっていたが、3 通が市外の高校であるため発送して、1 通はその日の内に当該校へ持っていこうと思っていたが、時間が遅かったため金庫に保管した。

しかし、翌日、市外の分と勘違いし、すでに発送したと思ったようである。

○大畠委員

勘違いで済むのか。校長室の金庫に預けていたのだから担任だけの問題ではない。そして校長が見てもいないのに、2重3重のチェックをしたと言っている。他の学校はチェックしているのではないのか。もし、自分の子供が受験会場に行き、願書が出されていなかった場合を想像してほしい。2重3重にチェックしていればこのようなことは起こらないはずである。3月末に本人と両親が私のところに相談に来たが、担任があやまりにこないと言っている。この子供が受けた心の傷は生涯消えることはないと思う。子供や両親の気持ちを考えればそのようないいかげんな答弁はできないはずである。その後、新年早々に校長も異動している。私の知り合いの先生も、校長室の金庫ではなく本人が家に持って帰ったのではないかと言っている。教師はその一言が子供の将来の生き方を決めてしまうくらい重要な職業であり、だからこそ親身になってほしいと私は主張してきた。今回の件で子供は教師不信に陥っている。このようなことがあるから学級が崩壊していくのではないのか。試験の時に担任が来たが、本人は迷惑だと言ったそうである。そのようなことに負けることなく本人はスポーツ等に励んでいると聞いているので安心しているが、このようなことは二度とあってはならない。再発防止のために、どのように取り組んでいるのか。

○指導室長

願書は金庫に保管していたと聞いている。今回の事故は本当にあってはならないことであり、非常に申し訳なく

思っているが、学校関係者にもこのようなことが二度と起きないように周知している。教育委員会としても再発防止に向けて、4 月の校長会議の中でもこの件を報告し、事務の見直し等について検討したところである。また、今月の校長会においても進路担当者や進路指導委員会等に対し、再度各学校の進路事務の見直し等を含め、二度とこのようなことの起きないように指導している。今後、市内の進路指導担当者の集会等もあるので、その際にも話をしたいと思っており、また、当該学校については何故このような事故が起きたかを分析し、再発防止に向けてマニュアルをつくりながら進めていきたい。

○大畠委員

教師の研修制度も必要と思うがどうか。

○教育長

教師は採用されると 1 年間の初任者研修があり、5 ～ 7 年後に道教委の研修がある。さらに 10 年、20 年後それぞれに道教育研究所やその他の研修制度があるので、その参加について呼び掛けている。学級崩壊に関し、見て見ぬふりをするという話もあったが、従来、学級は担任にまかせることが主流になっていたが、新しい考え方では小集団グループとして 2 ～ 3 人で担当することも考えるべきという議論も出ているので、それらも紹介しながら教師の力量を高めるよう努めたい。

○大畠委員

室内水泳プールと備品管理について

室内水泳プールについて、今回の補正予算でも 400 万円の施設維持補修費がついている。プール水槽及び配管腐食度調査費ということであるが、調査結果がまとまるのはいつか。

○室内水泳プール館長

今年 10 月に調査を計画しており、年内には報告書ができると考えている。

○大畠委員

その結果が出たらどうするのか。結果によっては新たなものも考えるのか。

○室内水泳プール館長

結果に基づき、整備できるものであれば整備計画を策定したい。

○大畠委員

今の室内プールは水泳連盟で公認を受けているのか。

○室内水泳プール館長

日本水泳連盟の公認を受けている。

○大畠委員

建設当時から数年前までプールの壁面に大きな水温計がついていたが、現在取り外されている。市民からも相談があり、私も見てきたが、これはどうしたのか。

○室内水泳プール館長

平成 7 年 10 月に修理不能ということで取り外している。

○大畠委員

それは建設当時からついていたのか。

○室内水泳プール館長

付帯設備として取り付けただけのものである。

○大畠委員

誰のためにつけたのか。

○室内水泳プール館長

利用者のためである。

○大畠委員

利用者のために付帯設備としてつけたものであり、取り外した理由は修理不能とのことであるが、その後はどうするのか。

○室内水泳プール館長

またつけるとしても相当経費がかかり、また、電気配線工事のために施設を壊さなければならないため、断念している。

○大畠委員

何故そのようなものを当初からつけるのか。時期がきたら取り替えなければならないのは分かっているはずである。市民からは非常に不便になったという意見が出されている。

私はこれは備品だと思い、市の条例を調べ、また室内プールからも備品等についての規則を提出してもらった。館長にもこれらの管理がどうなっているか聞いたが、物品購入時は 3 枚複写で、1 枚は契約管財課、1 枚は原課に残るということで間違いはないか。

○室内水泳プール館長

3 枚複写で、1 枚目が契約係の控え、2 枚目が請求書に添付、3 枚目が原課の控えとなっている。

○大畠委員

室内水泳プールから借りた備品単一票は、2 枚綴りのものが 67 組ある。同じく、契約管財課から借りたのは 4 枚綴りであり、1 枚の管財課のカード、あるいは原課からの単一票もあるが、まとめてくくっているものもあるので、突き合わせをしてみた。すると、驚いたことに、金額がない、単価が違うものがある。原課に伝票はあるが、管理をしている管財課にはない、両方とも金額がない、必要な記入事項が書いていないものもある。規則と照らし合わせると大変なでたらめである。今の館長は平成 8 年に来て 3 年目であるが、平成 9 年 2 月 28 日、6 万 6,000 円、2 口で 13 万 2,000 円、コースロープと記入している。同じく 4 月にコースロープ 6 万 6,000 円 2 口となっているが、私の調べではこの伝票が原課にしかない。同じく平成 10 年 6 月 10 日、伝票はあるが単価が違っている。これらはどうか。

○室内水泳プール館長

単価が違うというのは記入間違いだと思う。

○大畠委員

記入間違いでは済まされない。規則を見てほしい。規則によると、原課でも第 9 条の範囲内で買えるとなっているが、コースロープはどちらで買ったのか。

○室内水泳プール館長

原課で買えるのは 3 万円未満となっているので、コースロープについては契約管財課の扱いで購入している。

○大畠委員

私が調べた中では契約管財課にはなかった。3 万円未満ということであれば、出納員を通してと思うので後で調べたい。単価が違うのはどうか。平成 10 年 6 月 10 日、金額が 2 口で 9 万 9,000 円となっているが、原課の方と単価が違っているがどうか。

○室内水泳プール館長

今は資料がないので確認できないが、契約管財課と突合して間違いがあれば訂正したい。

○大畠委員

資料を持ってきていないのなら私が持っているのを見てほしい。

○社会教育部長

確かに単価が違っているので、できれば当時の請求書等を再度点検して、正しく記入したい。

○大島委員

条例第 22 条では年度末に物品の現在高を出納員に報告するとなっているが、これはなされているのか。

○室内水泳プール館長

申し訳ないが提出していなかった。今後、適正な処理をいたしたい。

○大島委員

何故提出できなかったのか。

○室内水泳プール館長

消耗品については年度内で全部消化してしまうという考え方もあるが、現実問題としては何件かは残額があり、報告しなければならなかったが、報告を怠ってしまった。

○大島委員

私は消耗品のことをいっているのではない。これはプールの話ではないが、11 年 6 月に出された監査報告では、備品の管理について指摘がされている。コースロープの使用者は館長になるのか。

○室内水泳プール館長

職員個々が使う机やイスは職員個人の名前を書くが、共同で使うものは館長や係長職の名前を記入している。

○大島委員

物品会計規則について、出納員は何名いるのか。

○契約管財課長

物品会計規則にあるように、出納員は 2 名おり、一般会計、特別会計は契約管財課長、学校の備品・消耗品関係は教育委員会施設課長となっている。

○大島委員

出納員の下に物品分任出納員がいるが、これはどのような人になるのか。

○契約管財課長

ほとんどの場合、各課の庶務担当係長を市長が任命している。

○大島委員

年度末には規則に基づいて報告を受けるとなっているが、実際に各部課から報告は受けているのか。

○契約管財課長

各課で購入した備品については、第 22 条でいけば報告しなければならないとなっているが、現実には物品については 1 万円以上は契約管財課で購入することになっており、事務経過としては、買った時点で必ず契約管財課で備品カードを作成する。ただ、3 枚目の購買票を原課に戻すときに、原課では備品カードにかわる単一票をつけるシステムになっているので、本来であれば第 22 条に基づき年度末に報告を受けなければならないが、現実にはすぐやっているの、年度末にわざわざ報告は求めていないのが現状である。

○大島委員

わざわざ報告を求めていないならなぜ間違いがでてくるのか。必要だから規則に定められているのではないのか。原課で判断できることではないのではないのか。学校関係の備品の管理はどのようなになっているか。

○(学教)施設課長

学校関係の物品管理は、各学校から物品精算書や返納書で報告されている。年度末の報告は特に行っていない。

○大島委員

それではどのような管理をしているのか。

○(学教)施設課長

各学校に備品台帳があり、私の方にも各学校の備品台帳がある。

○大畠委員

どのような突き合わせをするのか。管理をする側と原課とで、プールだけでもこのように規則に合わないことが行われている。物品だけではなく、全庁的に何らかの形で事務執行上、予算執行上このようなことがあるのではないかと。条例や規則がありながら、それに基づかずに処理されていることがあるのではないかと。これはただ氷山の一角なのではないかと。

○契約管財課長

備品についてはこれは必ず整理しなければならないとなっているので、故意に隠すなどはないと思う。ただ、金額については若干原課で取り違いがあったのかと思う。それぞれ精査してみたいが、基本的には備品として購入したものはすべて記入することが原則になっているので、故意に落とすことはないと考えている。

○大畠委員

それであれば何故違いが出ているのか。間違いを年度末に整理していれば問題ないはずである。また、第 24 条には、「市長及び収入役は物品の管理及び出納保管事務について必要に応じ検査を行うものとする」と書かれており、市長も収入役も検査できることになっている。行われていなかったとすれば何とかしなければならないと思う。物品に限って質問したが、全庁的に事務執行状況を調べ直す必要があると思うがどうか。また、第 24 条の検査についてどう考えるか。

○市長

6 月 14 日に監査委員から前年度の監査報告書を頂き、昨年度は 36 の課・施設で監査を行い、その中で 37 項目の指摘を受けており、それを見ると、確かにずさんな処理もあるが、初歩的なミスが多いように思った。これは人事異動があり、不慣れだったため気付かずに処理したということもあるように思う。職員の研修やチェック体制、係員や係長の意志の疎通などの問題もあり、3 月 31 日までに報告するというのが事務的に簡便な方法で行われているようなので、どちらがよいのか、事務的に整理できるのであれば規則を直す等も含め改めてチェックし直して、適正に執行されるように努めたい。

○大畠委員

長年にわたって報告を受けていないと聞くがどうか。

○契約管財課長

従来からずっと報告は受けていない。

○大畠委員

それであれば条例は見直すべきと思う。

休憩 午後 3 時 12 分

再開 午後 3 時 50 分

○成田委員

札幌間の交通アクセスについて

経済圏の広がりや産業の進展、観光客の増大など、時代の変遷を踏まえて新しい交通体系の検討・研究の着手すべき時代が来ている。特に、札幌経済圏における交通手段は、スピード化、快適性、安全性などの大きな検討課題があると思うが、札幌間の新しい交通体系について考えを示せ。

○(企画)白岩主幹

現在、小樽市を含めた後志圏域の高速交通体系として、まず、新幹線については、平成 10 年 2 月に、小樽経由の北回りルートが日本鉄道建設公団から公表され、現在、環境影響評価の手続きをしているところである。国の動きについて情報収集に努めながら、関係機関と連携をとって早期実現に向けて取り組んでいきたい。また、高速道

路について、後志圏域としては、黒松内から小樽までの高速道路が基本計画路線になっているが、現在、余市・小樽間の都市計画決定の手続きが進められていると聞く。ただ、黒松内・小樽間は現在基本計画路線であり、整備するためには整備計画路線にランクアップしなければならないので、これについても関係機関と連携をとりながら早期整備に向けて要請していきたい。

○成田委員

早期実現をお願いしたい。また、札幌自動車道の 1 日の交通量を車種別に示せ。

○(企画)白岩主幹

平成 10 年 12 月の調査では、1 日平均 5 万 3,469 台となっているが、車種別の把握はしていない。

○成田委員

後日お願いしたい。また、小樽市と石狩市の都市間交通としてモノレール構想、小樽・札幌間の都市間交通として地下鉄構想を計画・検討してみてもどうか。

○企画部次長

地下鉄も一つの方法だと思うが、今は新幹線が最大の時間短縮の方法であると思っており、また、新幹線は小樽・札幌間だけでなく後志圏も時間短縮することができる。地下鉄も小樽側に伸びてきてはいるが、実現はかなり難しいので、我々としては新幹線に力を入れ、新幹線が通る場合石狩との連絡をどうするか等も含めて今後研究していきたい。

○成田委員

国際交流について

現在小樽市に在住する外国人の人数を示せ。

○(総務)竹内主幹

平成 11 年 6 月末現在に外国人登録をしている数として、33 カ国、285 名である。

○成田委員

その内、留学生の数は何名か、国別に示せ。

○(総務)竹内主幹

商大に通っている留学生で札幌から通学している人もいるが、平成 11 年度で 22 箇国、70 名となっている。内訳としては多い国で中国 31 名、マレーシア 10 名となっている。

○成田委員

日本の場合、国際交流は行政主体であるが、アメリカなどでは市民レベルでの交流が中心と聞いている。小樽における市民レベルの交流の実態を示せ。

○(総務)竹内主幹

21 の国際交流の団体で構成している国際交流関連団体連絡会議の中で、留学生との交歓会や日本文化を体験してもらう会などを実施している。

○成田委員

将来的には市民レベルでの交流を活発化させる必要があると思うがどうか。

○(総務)竹内主幹

確かに市民レベルでの交流は大事だと思う。市としても、先月、在住外国人に市内の施設を見てもらい小樽を知ってもらうような事業も行っている。ただ、事業の性質を考えると市民や民間団体が主体となって進めることが大事だと思うので、今後とも市民や市民団体と連携をとり、国際交流を推進していきたい。

○前田委員

国旗・国歌の法制化について

法制化によって、学校では文部省の学習指導要領に基づく指導を円滑に進めると認識しているが、道教委の調査による道内の今年度の入学式での実施状況はどうであったか。

○ 学校教育部主幹

国旗掲揚については、小学校で 96.8%・中学校で 93.8%、国歌斉唱については小学校で 42.4%・中学校で 35.2%となっている。

○ 前田委員

小樽ではどのような状況であったか。

○ 学校教育部主幹

国旗掲揚については、小学校で 9 校・中学校で 5 校、国歌斉唱については、小・中学校ともない。

○ 北野委員

議事進行について

「国旗」「国歌」と答弁しているが、それでは正確ではないのではないか。「日の丸」「君が代」ではないのか。いつ「日の丸」が「国旗」になったのか。

○ 教育長

我々は学習指導要領によって指導しており、それには「国旗」「国歌」となっている。

○ 北野委員

それなら何故改めて法制化するのか。きちんと定められていないから法制化するのではないか。学習指導要領に書いてあるというが、それでは納得できない。

○ 委員長

「国旗」「国歌」の呼び方について教育委員会に指摘し、教育長が学習指導要領の中では「国旗」「国歌」という位置づけでやっているということだから、納得するしないではない。

○ 前田委員

鎌田教育長は道議会で「学校教育現場での国旗掲揚・国歌斉唱については、学習指導要領に基づき円滑に実施されるよう、機会あるごとに指導を重ね、実施率の向上に努力する」と答弁している。小樽市内の実施率は低いが、市教委は道教育長答弁を踏まえて、どのように学校現場を指導していくのか。

○ 指導室長

本市においては、校長会に対しても学習指導要領に基づいて適切に実施されるよう、指導しているが、教職員の理解を深める中で、粘り強く指導していきたい。

○ 前田委員

今までも粘り強くやってきたものと理解する。法制化と学習指導要領が直接結びつくものではないと言われているが、学習指導要領に基づく指導をしなければならないと思うので、従来と同じ方法を「粘り強く」すすめても実施率は向上するのか。

○ 指導室長

この問題については、これまでも各学校にお願いしてやってきているが、やはり何ととっても、国際社会に生きる日本人としての資質を養い、信頼され尊敬される日本人を育成するという観点から考えても大変大切なことと考えており、各学校では式の当日ぎりぎりまで先生方と話し合いを続けているということであり、そのような積み重ねが先生方の理解に繋がるものと思い、さらに来年も続けていきたいと思う。

○ 前田委員

市内では、特に「君が代」斉唱の実施校がゼロである。成人式の次第にも国歌斉唱はない。学校では「君が代」

を教えているのか。

○指導室長

学習指導要領においては、音楽の授業の中で扱うものとなっているが、子供の発達段階に応じ、ということもあって現状はなかなか難しいこともあり各校の指導については今後もさらにお願ひしていきたいと思う。

○前田委員

学習指導要領は教えなければならないことを書いてあるはずではないのか。

○指導室長

学習指導要領では「指導するものとする」と規定されている。その意味で、先生方の理解を深めながらさらにこの問題について理解をお願ひしていきたい。

○前田委員

「指導するものとする」ということは指導しなくてもよいということか。

○指導室長

「指導するものとする」ということは、あくまでも「指導するものとする」ということである。

○前田委員

強制ではないということなのか。

○指導室長

この問題については学習指導要領に「指導するものとする」となっているが、先生方ひとりひとりのこの問題に対する思いもあり、あるいは過去の経緯等もありなかなか難しい問題である。それを学習指導要領に基づいて適切に行われるよう、粘り強く指導していきたい。

○前田委員

国は、法制化されても義務づけは行わないと言っている。また、学校教育で指導すべき内容は学習指導要領で定めるとしている。ぜひ、学習指導要領に沿った学校教育を行ってほしいがどうか。

○教育長

学校の教育課程の中で、学習指導要領に基づき国旗掲揚・国歌斉唱について指導していきたいと考えている。なお、成人式は学校としての行事ではないので、「君が代」斉唱となっている。

○中村委員

新行政改革実施計画について

「公共施設の管理運営等の見直し」の中で「管理運営の民間委託の推進と施設の効果的活用」が謳われているが、ここでいう公共施設とはどのようなものか。

○(総務)宮腰主幹

実施計画の庁内検討委員会で検討した対象としては、市民会館、公会堂、市民センター、勤労青少年ホーム、勤労女性センター、生涯学習プラザ、博物館、文学館、美術館など、一般市民の利用に供する施設を 10 数カ所挙げている。

○中村委員

実施年度は平成 10 年度で策定済となっているが、どのように進めたのか。

○(総務)宮腰主幹

庁内検討委員会は平成 9 年 7 月に設置され、先進地の調査、市の施設の調査等、管理公社の設立を主体に検討を進めてきた。しかし、当時は管理公社設立を目指してきたが、道の法人認可の部署でこのような法人設立は認めにくいという話があり、調査結果や道の担当部署との協議内容等の報告書を平成 10 年度にまとめたものである。

○ 中村委員

「方針の策定」ではなく報告ということか。

○ (総務)宮腰主幹

このような結果になったので、それに変わる方策を考えなければならないということも含まれている。

○ 中村委員

「今後新設される施設の管理運営にあたっては、可能な限り民間団体に委託する」となっているが、具体的にはどのようなものを想定しているのか。

○ (総務)宮腰主幹

まだ具体的に検討していない。今後の課題として可能な限り民間団体に委託するという方向を示したものである。

○ 中村委員

「民間団体」も具体的に想定していないのか。

○ (総務)宮腰主幹

地方自治法で委託できる団体は、公共団体、あるいは公共的団体と決まっているので、市が出資している公社等もあるが、具体的には決まっていない。

○ 中村委員

「既存施設については需要の多い他の利用目的への転用など効果的な活用を推進する」

とあるが、需要の多い他の利用目的とは何か。

○ (総務)宮腰主幹

このようなことも考える必要があるということであり、具体的には今後の課題である。

○ 中村委員

女性職員の登用について

本年 4 月に地方公務員制度調査研究会が、「地方自治・新時代の地方公務員制度・地方公務員制度改革の方向」について答申を提出している。これは地方自治全般にわたっての制度改革や運用の見直しなどについての報告であるが、その中で「女性の登用」について触れられている。平成 8 年度現在で地方公務員の一般行政職は全体で 113 万人おり、その内女性職員は 35 万人 (31%) となっている。また、係長職以上の管理職全体 52 万人に対し、女性職員は約 8 万 6,000 人 (16.7%) となっている。小樽では女性職員の割合は何%か。

○ 職員課長

現在 2,321 名中、女性職員は 804 名 (34.6%) となっている。

○ 中村委員

係長職以上は何名で何%か。

○ 職員課長

係長職以上は全部で 88 名であり、全体の 3.8% である。

○ 中村委員

全国平均と比べると低い気がする。採用試験の合格者に占める女性の割合は何%か。

○ 職員課長

資料を持ち合わせていないので後日示したい。

○ 中村委員

新行政改革実施計画の中で女性職員について触れている部分はあるか。

○ 総務部次長

男女共同参画等はあるが、女性に限っている部分はないと思う。

○ 中村委員

今後、人材の育成や人材の確保においても女性の考え方を取り入れて検討してほしい。

○ 新谷委員

通学バス代助成について

97 年から 99 年までの市内小・中学校の児童・生徒数と、就学援助を受けている児童生徒数を示せ。

○ 学校教育部長

平成 9 年度

	全児童・生徒数 (人)	就学援助数 (人)	割合 (%)
小 学 校	7, 8 1 5	1, 0 2 6	1 3 . 1 2
中 学 校	4, 9 4 8	6 4 0	1 2 . 9 3

平成 10 年度

	全児童・生徒数 (人)	就学援助数 (人)	割合 (%)
小 学 校	7, 5 2 8	1, 0 9 1	1 4 . 4 9
中 学 校	4, 6 5 5	5 9 0	1 2 . 6 7

○ 新谷委員

小学校において就学援助が増えている原因は何か。

○ 学務課長

現在の経済情勢が影響していると思う。

○ 新谷委員

経済事情が大変であるため、バスに乗らないで遠い距離を歩いたり、自転車を使用している児童・生徒もいると思うが、何名程度か。

○ 学務課長

バス通学対象者は小学校で 2 キロ、中学校で 3 キロ以上となっているが、その範囲の中でバスで通っている児童・生徒数は押さえていない。

○ 新谷委員

バス通学を受けていても、家計が苦しいため歩いて通っている人もいるので、その数もつかんでおいてほしい。小学生・中学生の帰宅時間について示せ。

○ 指導室長

小・中学校の生活のきまり等に基づいて各学校で帰宅時間を設けているが、小学生 5 時、中学生 6 時くらいだと思う。

○ 新谷委員

実情を把握していないと思う。毎日ではないが、例えば小学生でも行事があれば 7 時くらいになり、中学生はクラブ活動で 8 時くらいに帰ってくることも多い。子供たちが歩いている通学路の地形・環境を示せ。

○ 学務課長

地形について一概には言えないが、例えば、手宮・高島方面であれば高低差が激しく、また銭函であれば距離は長くても平坦な土地と言える。

○ 新谷委員

安全性の面で聞いている。例えば、銭函中学校から星野町まで帰る場合、正規の通学路ではないかもしれないが、

雑木林があって非常に暗いところを通っており、朝里川温泉地区から朝里中学校に通っている生徒も人家のないところを通っている。朝里や銭函でも、声をかけられたり変な人が出るという話があるが、承知しているか。

○指導室長

車から声をかけられたり、あとをつけられるなど、学校から報告を受けており、重大な問題であると考えている。学校にはその都度報告を求めており、関係機関とも十分に連携をとりながら大事に至らないように指導している。

○新谷委員

通学距離が長くなるほど安全性の面で不安は大きくなるので、バス助成にあたっては、単に距離だけでなく、生活実態や環境、安全性等も踏まえた上で考えていくべきと思うがどうか。

○学務課長

安全確保については、我々としても町内会等と連携をとりながら、街灯の設置等も検討していきたい。

○新谷委員

小樽の未来を担う大切な子供たちなので、通年全額助成を考えるべきではないのか。

○学校教育部長

バス助成制度はあくまでも冬期間の通学状態の改善のため始まったものであり、現時点でその状況に変化はないので、修学援助との関係や道内主要都市の状況等も踏まえて、今回 3 カ月から 4 カ月へ延長したが、冬期間に限定したい。

○新谷委員

冬期間とはどう規定されているか。

○学務課長

準要保護児童・生徒に対する助成についても冬期の積雪間となっているが、具体的にいつからいつまでが冬期間だという規定はない。

○新谷委員

積雪期間と言うが、気象庁によると積雪の初日は 11 月 3 日で終日が 4 月 10 日となっている。また、塾などでは冬期間の暖房料等は、11 月から 4 月までかかっている。小樽市の生活保護の基準も 11 月から 4 月が冬期間となっている。冬期間の定義としては 11 月から 4 月までというのが妥当ではないのか。

○学校教育部長

11 月から 4 月となると約 6 カ月になるが、その期間冬休みや春休みもあるのでご理解願いたい。

○新谷委員

冬休みがあるとますます予算が少なく済むと思うが、請願 2 つを合わせて 1,225 筆もの署名がされている。これは切実な声であり、小学校・中学校を合わせると 9 年間で負担する額は非常に大きい。通年全額が無理であれば、せめて 11 月から 4 月までの全額助成を考えてほしいがどうか。

○学校教育部長

修学援助の関係で積雪等のある期間という考え方があるので、それを上回る考え方は難しい。

○新谷委員

すぐに無理であれば年次計画で拡大をしてほしい。

日の丸・君が代問題について

学習指導要領の中には国旗が何か、国歌が何かということは書いていないが、それは何に書いてあるのか。

○指導室長

文部省発行の小学生の社会科の教師用指導書の中に「我が国の国旗と国歌は永年の慣行により、日の丸が国旗、君が代が国歌であるということが、広く国民の認識として定着している」という文言があり、我々はそれをもって

認識している。

○新谷委員

今ここに写真集を持参した。日中戦争下の貴重な写真が収められている。その中からは日の丸を掲げて朝鮮や中国を侵略して多くの人を殺したという事実がひしひしと伝わってくる。こうした歴史を踏まえなければならない。日の丸・君が代に対してはどのような認識を持っているのか。

○指導室長

日の丸・君が代は、国民の間に広く定着していると理解している。例えば、オリンピックで若者が日の丸を掲げて選手を応援する姿や、君が代を流して優勝者を讃える場面が報道されるのを見ると、やはり国旗・国歌として定着しているのかと思う。

○新谷委員

やはり歴史の事実はしっかりと直視しなければならないと思う。事前に配布した資料にもあるとおり、日本同様敗戦国であったドイツ・イタリアは戦後に国旗も国歌も変えている。また、サミット諸国の中で教育現場に国旗・国歌を強制している国はない。

日の丸・君が代を巡り 2 月に起きた、広島県立世羅高校での校長自殺事件についてはどう思うか。

○指導室長

大変痛ましく、残念なことと思う。

○新谷委員

それはやはり、職務命令で完全実施を迫ったことから起きた事件である。この事件後、野中官房長官は、「基本的には思想・良心の自由など憲法との関係を十分踏まえて対処していかなければならない」と 3 月 13 日に述べている。これに対してはどう考えるか。

○指導室長

思想・良心の自由は憲法で保障されており、その点については大切にしていかなければならないと考えているが、国旗国歌の問題については、我々は学習指導要領に基づき適切に指導するようにということで、教育指導上の問題として扱っている。

○新谷委員

憲法を尊重するというが、その点アメリカでは、ウエストバージニア州で起きたバーネット事件があり、これは宗教上の理由から国旗に敬礼しなかったため罰を受けたが連邦最高裁で違憲判決が出て、以降先例となっている。また、日本でも教育基本法には「個人の尊厳を重んじ、心理と平和を希求する人間の育成を期する」と明記されている。教育現場に対しても「押しつけ」のないようにしてほしい。

学校給食について

2 つの共同調理場で給食をつくっているが、運搬先で遠いところをそれぞれ示せ。

○学校給食課長

新光共同調理場であれば、祝津小学校、銭函小学校、オタモイ共同調理場であれば東山中学校、忍路小・中学校である。

○新谷委員

運搬時間はどの程度かかるのか。

○学校給食課長

基本的には学校の給食時間に合わせて届けることになるが、スタートが 11 時ころで、着くのは遅い学校で 12 時ころである。

○新谷委員

大変な時間がかかっている。麺類や野菜もあると思うが、どのような状態で運搬されるのか。

○ 学校給食課長

少しでも温かく、おいしく安全な給食というのが基本的な姿勢であるが、単独調理校と比較すると確かに時間的な口スはある。できるだけ温かい給食を供するために配送時間等に工夫をこらしており、食缶等も保温式になっているので完全に冷たくはなっていない。

各学校であまり時間的にずれのない形で、傷みのないように届けているが、作る段階でも大量に作るのもまったく野菜等に煮崩れがないわけではないので、工夫をこらして傷みのないように配慮しながら運搬している。

○ 新谷委員

小学校では、麺類が団子状になり、先生がすべて盛り付けしていると聞くと、教育的観点からも問題であり、また人格形成の観点からも、できたてを食べるという満足感は大事だと思う。自校方式が無理であれば、せめて銭函・張碓・桂岡のどこかの学校でまとめて給食を作り、他校に運搬するなどの工夫も考えられると思うがどうか。

○ 学校給食課長

確かに札幌市でも親子方式をとっているが、それぞれに長所・短所があり、学校給食推進委員会等の中でも今後の施設のあり方を検討中であり、いろいろな論議を経て方向性が出されるものと考えている。

○ 北野委員

老朽危険校舎について

老朽危険校舎として認識しているのは、菁園中学校、住吉中学校、緑小学校ということでよいのか。

○ (学教)施設課長

耐力度調査により危険という判断が出たのは菁園中学校であるが、他の 2 校も危険だと認識している。

○ 北野委員

各学校において特にどこを早急に整備しなければならないと認識しているか。

○ (学教)施設課長

菁園中学校は骨組みが危険である。緑小学校は屋根や壁の傷みが激しく、住吉中学校は本州式の建築であるため年数以上に老朽化が激しいと認識している。

○ 北野委員

例えば住吉中学校では、新谷議員が代表質問で指摘したように、校舎の壁がはがれて 4 階からコンクリートの塊が落ちてくるので、危険な場所には入れないように防護柵を設置しているが、中学生であればいくらでも乗り越えられる高さである。また、教職員の出入口は防護柵がなく、そこから 10 メートルも離れていないところにコンクリートの塊が落ちている状態である。グラウンドで球技をしていてボールが危険な場所に入ってしまうと取りにくいことも考えられる。これらについてどのように考えているか。また、体育館のガラスブロックは雷の振動でも砕けているがどのように対処しているのか。

○ (学教)施設課長

一冬過ぎると壁がはがれて落ちるので、一度危ないと思われる箇所の壁は落としたが、今年もまた落ちてきているという連絡があり、現地を確認した限りでは非常に危険な状態であると認識している。体育館のガラスブロックについても危険だということで内側からネットを設置している。

○ 北野委員

体育館にネットを張っているというが、目が粗くあまり役にたっていない。校長や用務員が自ら清掃していると聞くがそれでは不十分なので、ぜひ安全対策を強化してほしい。また、住吉中学校の給食は父母が見たら驚くような劣悪な環境で配膳されている。共同調理場から住吉中学校の配膳室に運ばれ、どのような仕分けして給食運搬

用エレベーターにのせているか承知しているか。

○ 学校給食課長

コンテナから、手押し車で直接エレベーターに食缶を積み込み、各階に配膳している。

○ 北野委員

私の認識は違う。パートの人が届いた給食をその場で仕分けして給食運搬用エレベーターに入れている。すぐ横に污水管が集まっており、老朽化して何度も修理しているような污水管の横で給食を仕分けしている。これは衛生上大きな問題であり、教育委員会として現場を見て適切な処置をすべきである。学校適正配置等調査特別委員会でも、教育長は学校適正配置をにらんで学校の改築を検討すると言っていたが、事故が起ってからでは遅いので、老朽危険校舎は直ちに改修に手をつけるべきだと思うがどうか。

○ 教育長

適正配置計画は実施方針・実施計画を早急に整えたいが、老朽校舎で危険な箇所があれば早急に対応しなければならないと考えている。

○ 北野委員

市長もぜひ現地を見てほしい。

小樽市史編纂について

小樽市史は小樽の歴史の事実を記録しているものであるが、朝鮮戦争に関して小樽の関連記事がいくつかあったのにもかかわらず、市史には記載されていないが何故か。

○ 総務部次長

市史編纂は現在第 9 巻まで発刊されているが、昭和 27 年から昭和 44 年までの第 1 次市史編纂事業は全 6 巻で昭和 30 年までの市史を掲載しているので、朝鮮戦争はこの 6 巻までの間に掲載されるはずであった。経過については、当時編纂に当たっていた人も亡くなっているので確認する術がない。

○ 北野委員

当時の新聞報道やその後の年鑑等で、朝鮮戦争にかかわる小樽の記事について承知していれば示せ。

○ 総務部次長

図書館にある北海道新聞のマイクロフィルムを探したが、昭和 26 年 4 月 26 日付けで、米州兵が小樽に入港し、訓練を完了したとある。2 日後の新聞には小樽に到着した歩兵師団の紹介、5 月 7 日には小樽と室蘭に軍港ということで補給港としてすでに建設されたとなっている。5 月 19 日付けで、周辺の上陸作業を終え、室蘭港の使用が停止され、補給は小樽港だけになった、5 月 30 日付けで、小樽の補給港が 6 月 1 日から解除になったとの記事があった。

○ 北野委員

図書館に当時の北海道新聞がマイクロフィルムに保管されているということで間違いはないか。

○ 図書館長

昭和 17 年 12 月から昭和 56 年 6 月までの北海道新聞がマイクロフィルムとして保管されている。

○ 北野委員

小樽市史の第 1 巻に当時の安達市長が序文を寄せていて、「今次大戦の結果、小樽市は港湾都市の価値が半減するような打撃を受けたのであるが ... 新しい発展への足がかりとする意味においても、市史の発刊は意義深いものがある」とスタートにあたって目的を述べている。また、第 7 巻では「事実を可能な限り記録し、後世の資料とするとともに、現在及び将来において、事実即した現状分析と展望によって市政運営の方針を得るものとする」と明確にその目的を掲げている。朝鮮戦争は小樽にとっては不幸なことではあるが、どのようなことが行われたかという記録がある以上、事実を可能な限り記録するという意味からも、適切な形で反映させるべきではないのか。

○ 総務部次長

現在着手しているのは昭和 31 年以降のものであり、時系列的にいても無理であり、また、すでに編集作業が終っているので掲載は難しいと思う。

○ 北野委員

年代を追って編集しているのは分かるが、今回の編纂事業で最後だと聞くので、特別な手立てをとって第 10 巻に記録する、あるいは補論としてプラスすることはできると思うがどうか。

○ 総務部次長

市長にはその旨伝えたい。

○ 北野委員

朝鮮戦争当時、昭和 25 ～ 27 年の小樽港の貨物取扱量と米軍の接収による影響について調査しておいてほしい。

○ (総務) 総務課長

米軍接収関係については具体的な記述も見当たらないため調査は困難と思うが努力したい。

○ 委員長

散会宣告。